

令和元年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年7月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	8番	田中	正則	9番	木原	さち子	
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎	

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	保田	公範	竹内	俊雄
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 7番 河村 久雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 6番 丸山 武 8番 田中 正則
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について  
3 農地法施行規則該当転用届書について  
4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について
- 第6 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 1 名。農地利用最適化推進委員はなし。西田委員は 10 分程遅れるという連絡がありました。</p> <p>現在、出席者数、農業委員 12 名です。定足数に達していますので令和元年度第 4 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ・報告）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6 番 丸山 武委員、8 番 田中 正則委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思えます。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 3 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 3 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 1 件です。200 m<sup>2</sup>未満の農業用車庫です。内容は問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 1 件の該当事業がありました。鳥取市水道局との協議が出来ており、鳥取市水道局長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に

よる許可申請につきまして審議を行います。受付番号 4-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 4-1 について説明します。

土地の所在地 福井地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 306 m<sup>2</sup>

一般住宅を目的とした所有権移転贈与です。

場所は、議案書 2 ページから 4 ページに図面を付けています。土地利用計画図、雨水排水系統図は 5 ページに付けています。

理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、現在住宅を貸借し居住しているが、実家近くに家を新築したいとのこととです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第 2 種農地です。許可根拠は集落接続です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は宅地、西側は畑、南側は国道、北側は鉄道用地です。盛土を行い擁壁を設けます。

農地所有者の同意は得られています。

雨水排水は溜桝を設置し鉄道用地側の既設排水路に排水します。汚水排水は公共下水道に接続します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は木造 2 階建てで高さ約 9m であり、隣接地から 4m から 1.5m 離しますので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、14 番 西村委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西村委員

議案第 1 号 受付番号 4-1 について報告します。7 月 4 日に前田推進員と共に現地調査、代理人である行政書士に面会聞取調査を行いました。

た。譲受人と譲渡人は親子です。現在は賃貸借で住宅を借りられていますが、その契約が満了するというので、実家近くに新居を建築したいとのことです。周辺農地の状況ですが、北側は若桜鉄道用地、東側は住宅、南側は国道、西側は譲受人所有農地です。雨水は隣接水路へ排水しますし、汚水は公共下水へ接続します。水利権者、周辺農地地権者の同意は得られています。問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

反対意見等はありませんね。  
異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして、受付番号 5-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 5-2 について説明します。

土地の所在地 久能寺地内 3 筆 台帳地目 すべて田 現況地目  
すべて田 面積 476 m<sup>2</sup>の内 40 m<sup>2</sup>、1,337 m<sup>2</sup>の内 120 m<sup>2</sup>、1,112 m<sup>2</sup>  
の内 80 m<sup>2</sup> 合計 240 m<sup>2</sup>

埋蔵文化財試掘調査を目的とした使用貸借権設定の一時転用です。

場所は、議案書 7 ページから 9 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 10 ページに付けています。

理由につきましては、申請地に建売住宅 14 棟を建築するにあたり、事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施するものです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は、農振農用地区域内の農地です。許可根拠は一時転用です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく  
適当と考えます。資力については町予算書により確認しました

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側は町道、南側、北側は

宅地と畑です。農地所有者の同意は得られています。

雨水は自然流下で既設排水路に排水します。汚水排水は発生しません。日照、通風についてですが、建物は建築しませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、3番 山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員 受付番号 5-2 について報告します。7月1日から7日にかけて聞き取り調査を行いました。事務局の説明の通りですが、重複しないところを報告させていただきます。前回の委員会で貸渡人2名の方については報告しましたが、現在も変更はありません。

1名の方について報告いたします。議案書9ページをご覧ください。この方の農地は一番下の農地です。その下は宅地になっています。約30年前から宅地になっているとのことでした。それを建てられた頃、貸渡人の農地を嵩上げされたそうです。稲作ができると思われたそうですが、水抜けが激しく耕作できなかったそうですし、隣接地所有者から苦情があり、水漏れ防止も難しく耕作を断念されたそうです。ただ、草刈管理はずっと継続されていたとのこと。なんとか処分できればと考えられていたとのこと。

試掘の結果如何によってはどうなるか分かりませんが、試掘を進めることで次の転用に繋げていきたいと考えられています。試掘に関しては周囲への影響はないと思いますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局	<p>議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和元年6月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規3件、更新1件、合計4件です。面積は田6,159㎡、畑3,552㎡、合計9,711㎡です。</p> <p>中間管理事業分は新規1件です。面積は畑3,375㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号46-1から49-4、中間管理事業分 受付番号38-1について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号46-1から49-4、中間管理事業分 受付番号38-1について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より令和元年6月26日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号49-1について説明します。</p> <p>先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地3,375㎡を借受け希望のありました地域の担い手へ3,375㎡配分するものです。</p>

議長（会長）	整理番号 49-1 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号 49-1 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>議案第 4 号 耕作放棄地の農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。</p> <p>これらの農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。</p> <p>議案書 15 ページから 18 ページをご覧ください。</p> <p>今回は上私都、中私都地域を審議対象地としております。筆数は上私都地域 76 筆 面積 23, 513. 82 m<sup>2</sup>、中私都地域 42 筆 面積 16, 992. 21 m<sup>2</sup>、合計 118 筆 40, 506 m<sup>2</sup>です。</p> <p>今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付し、町税務課に対し「地方税法第 381 条第 7 項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨」要請することとしています。その後農地台帳から削除する予定です。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。</p> <p>以上で日程第7 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。</p>
事務局	<p>補足ですが、非農地通知事務のスケジュールについて説明をさせていただきます。昨年提出させていただいたスケジュールでは3カ月ごとに非農地通知について議案提出していくということにしておりましたが、地権者からの同意書の取得、税務課での確認、法務局での確認作業と時間を要しており、当初予定より若干遅れています。随時進めていきますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>また、現在、地籍調査を実施している地区については、調査終了後に非農地通知事務を実施していきたいと考えますので、調査時期の変更をします。</p> <p>今年度は、安部地域、八東地域を実施し、来年度に丹比地域、船岡地域を実施予定とします。</p>
議長 (会長)	このことにつきまして、質問意見はありませんか。
小林職務代理	今回の議案で提出された上私都地域でも、議案に掲載されていない集落がありますが、それらは今後提出されるのですか。
事務局	地籍調査が入っている集落になりますので、調査終了後に提出していきます。
議長 (会長)	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地利用状況調査について</li> <li>●6月委員会で審議した計画変更申請については、6月19日付で承認されました。</li> <li>●次回農業委員会は8月9日(金)13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。</li> </ul>

議長（会長）

以上で第4回農業委員会を終了します。  
終了（14時45分）